

マスコミ公表資料

「国民健康保険料(税)の試算結果」について

1	試算結果に関する概要	1 P
2	試算結果表	3 P

平成29年8月30日

国民健康保険課

試算結果の概要

平成30年度から都道府県は国民健康保険の保険者の一員となるとともに、財政運営の責任主体となる。

その準備行為の一環として、沖縄県では、平成29年7月10日から、平成29年度に改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)が施行されたと仮定した場合における一人当たり保険料について、県民の間に混乱を生じさせないため、及び各市町村における「あるべき保険料のあり方」の検討と平成30年度の予算編成作業に活用する目的で、試算を行った。

これにより、新制度の一人当たり保険料が実態に近い姿で明らかになるものと考えている。

1 試算の方法

- (1) 平成29年度に新制度が施行されたものと仮定
- (2) 試算結果と平成29年度の保険料を比較すべきであるが、決算が未確定のため、平成27年度の保険料と比較
- (3) 支出は、平成26年3月から平成29年2月までの医療費の3カ年実績の伸び率等を勘案して算出(約1,578億円)
- (4) 収入は、公費拡充(約17億円)及び前期高齢者交付金の増加額(約40億円)を反映(約1,218億円)
- (5) (3)と(4)の差額(約360億円)に、市町村ごとの医療費水準、所得水準及び所得割合を加味して、一人当たり保険料を算出

2 試算の結果

- (1) 平成29年度に「本来集めるべき一人当たり保険料」は、82,102円。
- (2) これを、「実際に集めた保険料(平成27年度の一人当たり実績保険料)」76,797円と比較した場合、5,305円の不足。
- (3) 一方、市町村は、平成27年度、一般会計法定外繰入等(一人当たり30,343円)を行い、107,140円を確保。
- (4) 上記(1)と(3)を比較した場合、一人当たり25,038円、余剰。

3 試算結果に対する県の認識

- (1) 平成30年度の制度移行に伴い、直ちに、保険料を引き上げる必要はない。
- (2) 上記2(4)の余剰分は、一部市町村を除き、国保の赤字(約217億円)である一般会計法定外繰入金(約112億円)及び前年度繰上充用金(約105億円)の解消のための財源として活用すべき。
- (3) 中長期的には、今後の医療費増加への対応、市町村国保の赤字解消及び将来の保険料統一化の観点から、保険料の引き上げも含めた適切な保険料の設定について検討していく必要がある。

4 試算結果に対する留意事項

国から示された国調整交付金や前期高齢者交付金等については、試算のために仮置きされた額であり、平成30年度の保険料算定の際には、実際の交付額が試算の額より減少する可能性があることに留意。

平成29年度試算結果と平成27年度一人当たり実績保険料及び本来集めるべき保険料との比較

	平成27年度一人当たり保険料			平成29年度 試算結果 ④	比較増減額	
	実績保険料 ①注1	法定外繰入等 ②注2	合計 ③=①+②		対実績保険料額 ⑤=①-④	対保険料等合計額 ⑥=③-④
県平均	76,797	30,343	107,140	82,102	△ 5,305	25,038
1 那覇市	83,469	37,013	120,482	92,523	△ 9,054	27,959
3 うるま市	68,967	18,442	87,409	59,188	9,779	28,221
4 沖繩市	76,489	25,010	101,499	71,108	5,381	30,391
5 宜野湾市	74,392	38,655	113,047	90,750	△ 16,358	22,297
6 宮古島市	74,036	24,787	98,823	73,935	101	24,888
7 石垣市	82,001	13,194	95,195	71,224	10,777	23,971
8 浦添市	84,672	23,760	108,432	84,688	△ 16	23,744
9 名護市	67,430	38,101	105,531	90,833	△ 23,403	14,698
10 糸満市	75,637	34,942	110,579	80,383	△ 4,746	30,196
11 国頭村	69,753	51,277	121,030	83,181	△ 13,428	37,849
12 大宜味村	66,271	66,529	132,800	79,098	△ 12,827	53,702
13 東村	58,967	35,955	94,922	64,862	△ 5,895	30,060
14 今帰仁村	72,604	43,946	116,550	81,571	△ 8,967	34,979
15 本部町	75,582	43,990	119,572	71,986	3,596	47,586
16 恩納村	61,514	16,713	78,227	77,792	△ 16,278	435
17 宜野座村	60,557	23,365	83,922	83,414	△ 22,857	508
18 金武町	65,928	28,994	94,922	94,365	△ 28,437	557
19 伊江村	75,079	15,079	90,158	89,694	△ 14,615	464
23 読谷村	79,118	16,809	95,927	79,210	△ 92	16,717
24 嘉手納町	85,284	20,315	105,599	105,059	△ 19,775	540
25 北谷町	88,975	26,338	115,313	86,147	2,828	29,166
26 北中城村	80,201	25,767	105,968	90,691	△ 10,490	15,277
27 中城村	73,975	30,573	104,548	91,527	△ 17,552	13,021
28 西原町	69,976	39,865	109,841	86,433	△ 16,457	23,408
29 豊見城市	81,833	32,203	114,036	88,215	△ 6,382	25,821
30 八重瀬町	68,984	38,238	107,222	77,941	△ 8,957	29,281
35 与那原町	70,355	43,441	113,796	79,778	△ 9,423	34,018
37 南風原町	75,798	50,241	126,039	92,090	△ 16,292	33,949
38 久米島町	62,725	57,097	119,822	77,592	△ 14,867	42,230
40 渡嘉敷村	65,556	44,533	110,089	40,266	25,290	69,823
41 座間味村	71,849	23,024	94,873	64,701	7,148	30,172
42 粟国村	51,299	4,757	56,056	35,809	15,490	20,247
43 渡名喜村	59,351	13,501	72,852	63,512	△ 4,161	9,340
44 南大東村	71,149	2,376	73,525	46,691	24,458	26,834
45 北大東村	83,231	162,650	245,881	106,266	△ 23,035	139,615
46 伊平屋村	46,695	60,885	107,580	40,086	6,609	67,494
47 伊是名村	58,333	37,966	96,299	63,041	△ 4,708	33,258
52 多良間村	79,693	1,547	81,240	43,749	35,944	37,491
53 竹富町	78,504	2,375	80,879	69,587	8,917	11,292
54 与那国町	69,373	10,020	79,393	77,642	△ 8,269	1,751
55 南城市	70,598	34,282	104,880	97,296	△ 26,698	7,584

注1)①の保険料については、保険基盤安定制度における軽減前の数値である。

注2)②法定外繰入等は、決算補填を目的とする法定外繰入金、繰越金、繰上充用金、財政調整基金をいう

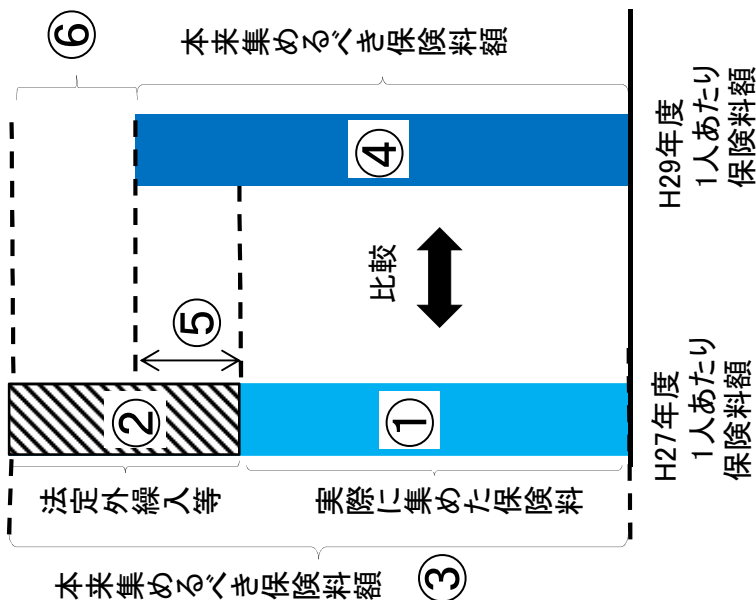
注3)渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町については決算補填を目的とする法定外繰入金、繰上充用金による保険料抑制は行っていない。

試算結果(平成30年度の見通し)

今回の試算結果から、市町村の傾向を基に、以下の2つのパターンに分類できる。

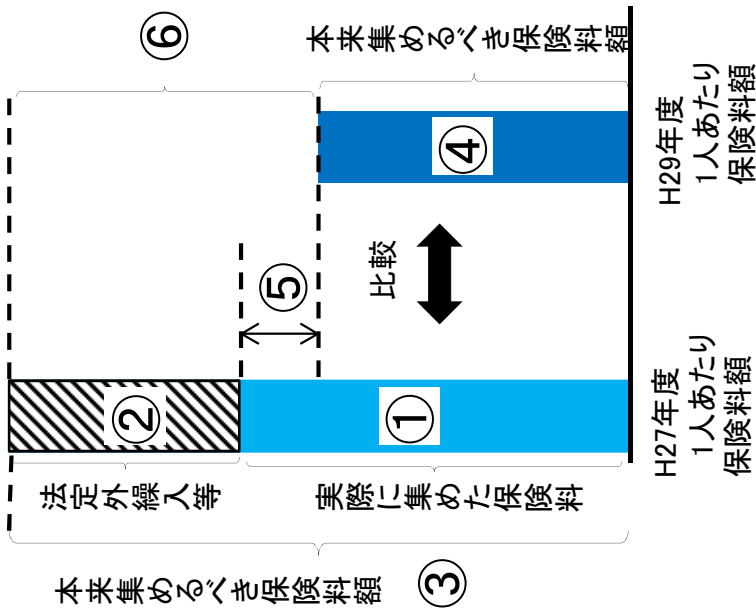
パターンA

- ・該当市町村数 28市町村(68.3%)
 - ・県平均も、パターンAに該当
- (主な特徴)
H30年度は、法定外繰入等②を⑤まで(⑥の分)圧縮することが可能。



パターンB

- ・該当市町村数 13市町村(31.7%)
- (主な特徴)
H30年度は、法定外繰入等②を行う必要がなくなる。



県の認識

1. 短期的な視点
(1) H30年度の制度移行に伴い、直ちに、保険料を引き上げる必要はなく、据え置くのが望ましい。
(2) パターンBにおける差額⑤については、国保財政の赤字解消等のための財源として活用すべき。

2. 中長期的な視点

今後の医療費増加への対応、市町村国保の赤字解消などの観点から、保険料の引き上げも含めた適切な保険料の設定について検討していく必要がある。

留意事項

- 本算定における数値の変動調整交付金等については、試算のために仮置きされた額であり、H30年度の保険料算定(本算定)の際には、実際の交付額が試算の額より変動する場合があります。

※法定外繰入等は、決算補填を目的とする法定外繰入金、繰上充入金、繰越金、繰越基金、財政調整基金取崩金をいう。